

令和8年7月7日
産業廃棄物処理セミナー

産業廃棄物の 不適正処理事案について

不適正処理事案から学ぶ適正処理と知っておきたい実務のポイント

福島県 産業廃棄物課

この中に
廃棄物処理法違反は
いくつあるでしょう？

～皆さんならいくつ気付きますか？～

事例1

廃棄物の種類

オフィスから出た紙を産業廃棄物として処分した

事例2

委託契約（その1）

処分を急かされたため、契約書を締結する前に受入れた

事例3

委託契約（その2）

産廃処理委託契約をする際に受託する産廃の数量が分からなかったため、契約書に記載せずに契約した

事例4

許可の確認

汚泥の処分業の許可があり、汚泥の処分を受託したが、その産業廃棄物が許可を受けていない廃酸であることが分かった

事例5

マニフェストの交付

マニフェストの交付を受けたが、数量欄に数量が記入されていなかったため、計量した重量を数量欄に記入して回付した

事例6

処分の確認

排出事業者から受託した産業廃棄物を処分していないにもかかわらず、処分を完了したとしてマニフェストを回付した

廃棄物処理法違反のリスク

法令違反は企業に**大きな損失**をもたらします
違反を防ぐことが企業と地域社会からの**信頼を守ること**につながります

責任



罰則

- 個人 5年以下拘禁刑、若しくは
1,000万円以下の罰金又は併科
- 法人 3億円以下の罰金

行政処分

- 事業停止、許可取消し
- 改善命令、措置命令

経営への影響

- 社会的信用の低下
- 企業イメージの失墜
- 取引先からの信用喪失
- 受注機会の減少

法令遵守のために押さえてたい3つのポイント

1. 行政処分の事例から学ぶ
2. 現場判断のリスクを知る
3. 違反を未然に防ぐ

行政処分事例から学ぶ

- 不法投棄による許可取消し
- 不法焼却による許可取消し
- 再委託基準違反による許可取消し
- 委託基準違反による許可取消し



投棄禁止

(廃棄物処理法第16条)

何人も、みだりに
廃棄物を捨てては
ならない

不法投棄による許可取消し

建設業者A社は、収集運搬を受託した産業廃棄物（約1 m³）を
同社事業地内に不法投棄した

- 行政処分

宮城県ほか 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

- 行政処分の根拠

廃棄物処理法第16条（投棄の禁止）に違反し、

その情状は特に重いものと認められ、

法第14条の3の2第1項第5号（許可の取消し）に該当した

宮城県ほか 公表資料より引用

焼却禁止

(廃棄物処理法第16条の2)

何人も、次の方法による場合を除き、
廃棄物を
焼却してはならない

1. 廃棄物処理法処理基準に従って行うもの
2. 他の法令により行うもの
3. 公益上、社会慣習上やむを得ないもの



不法焼却による許可取消し

解体工事業者B社は、廃棄物である木くずなど（約0.7 m³）を不法に焼却した

- 行政処分
茨城県ほか 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 行政処分の根拠
廃棄物処理法第16条の2（焼却禁止）に違反し、
その刑が確定し、欠格要件（法第14条第5項第2号ニ）に
該当した

茨城県ほか 公表資料より引用

再委託禁止

(廃棄物処理法第14条第16項)



産業廃棄物収集運搬業者は、
産業廃棄物の収集運搬、
処分をそれぞれ
他人に委託してはならない

再委託違反による許可取消し

解体工事業者C社は、収集運搬を受託した産業廃棄物を法定の除外理由がないにも関わらず、産業廃棄物の収集運搬を他人に再委託した。

- 行政処分

千葉県ほか 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

- 行政処分の根拠

廃棄物処理法第14条第16項（再委託の基準）に違反し、
その情状は特に重いものと認められ、
法第14条の3の2第1項第5号（許可の取消し）に該当した

千葉県ほか 公表資料より引用



委託基準

(廃棄物処理法第12条第5項)

事業者（産業廃棄物処理業者も含む）は、
産業廃棄物の運搬、処分を
他人に委託する場合は、
法定で定める者に
それぞれ
委託しなければならない

- 一. 産業廃棄物の運搬にあたっては、収集運搬の許可等を有し、委託する産業廃棄物はその許可品目の中に含まれていること
- 二. 産業廃棄物の処分にあたっては、処分の許可等を有し、委託する産業廃棄物はその許可品目の中に含まれていること
- 三. 法律で定められた内容の契約書で契約すること

委託基準違反による許可取消し

産業廃棄物処分業者D社は、産業廃棄物の処分を委託できない者にD社の中間処理で発生した産業廃棄物の処分を委託し、処分させた

- 行政処分

千葉県産業廃棄物処分業許可の取消し

- 行政処分の根拠

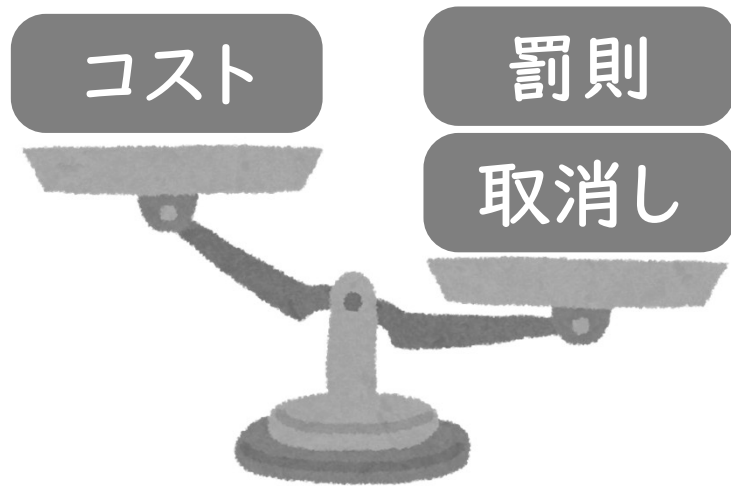
廃棄物処理法第12条第5項（委託基準）に違反し、
その情状は特に重いものと認められ、
法第14条の3の2第1項第5号（許可取消し）に該当した

千葉県ほか 公表資料より引用

現場判断のリスクを知る

- 安かろう、悪かろう
- 慣習による気のゆるみ
- 認識不足

安かろう、悪かろう...



- 安いとか、速いとか には
相応の(良くない)理由があります
- ついつい、コスト(費用)に
目がいきがちですが、
大きなリスク
(罰則、行政処分、信用低下)
があります

慣習による判断



- これまでやってきた とか...
どうせバレないだろう とか...
その行為は絶対にバレ(てい)ます
- その行為は
本当に基準に沿っているのか
自己流にアレンジしていないか
よく確認する必要があります

認識不足



- 車両の表示とか...
携帯しなければならない書類とか
運転手（ドライバー）もきちんと
把握していなければなりません
- 運転手にもきちんと
何が必要で、
何故、必要なのか
理解してもらう必要があります。

違反を未然に防ぐには

- 研修会・講習会の受講のススメ
- 社内研修が大事です
- リスクマネジメントを行いましょう

研修会・講習会の受講のススメ

廃棄物処理業務の責任者の皆様は、
産業廃棄物に関する研修会や講習会を定期的に受講し、
関連法の改正や新たに追加される基準など、
知識のアップデートをしてください

講習会受講料・受験料を支援します【12月28日まで】

【対象講習会】

公益財団法人全国産業資源循環連合会が主催する研修会
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が主催する講習会
一般財団法人日本環境衛生センターが主催する講習会

【補助率・補助限度額】

補助率 2/3

補助限度額 6万円 お問合せは福島県産業資源協会まで



社内研修が大事です



ミーティングや社内研修会など
定期的に行い、
廃棄物関連の業務に
必要となる情報を共有しましょう

- 具体的な内容
 - 1. 研修会などの情報共有
 - 2. 廃棄物の受入れの手順の確認
 - 3. 連絡体制の確認 など

リスクマネジメントを行いましょう



自社の作業内容、作業工程などを点検し、法令違反となりうる行為などをあらかじめ洗い出しすることも重要です

リスクマネジメントとは...

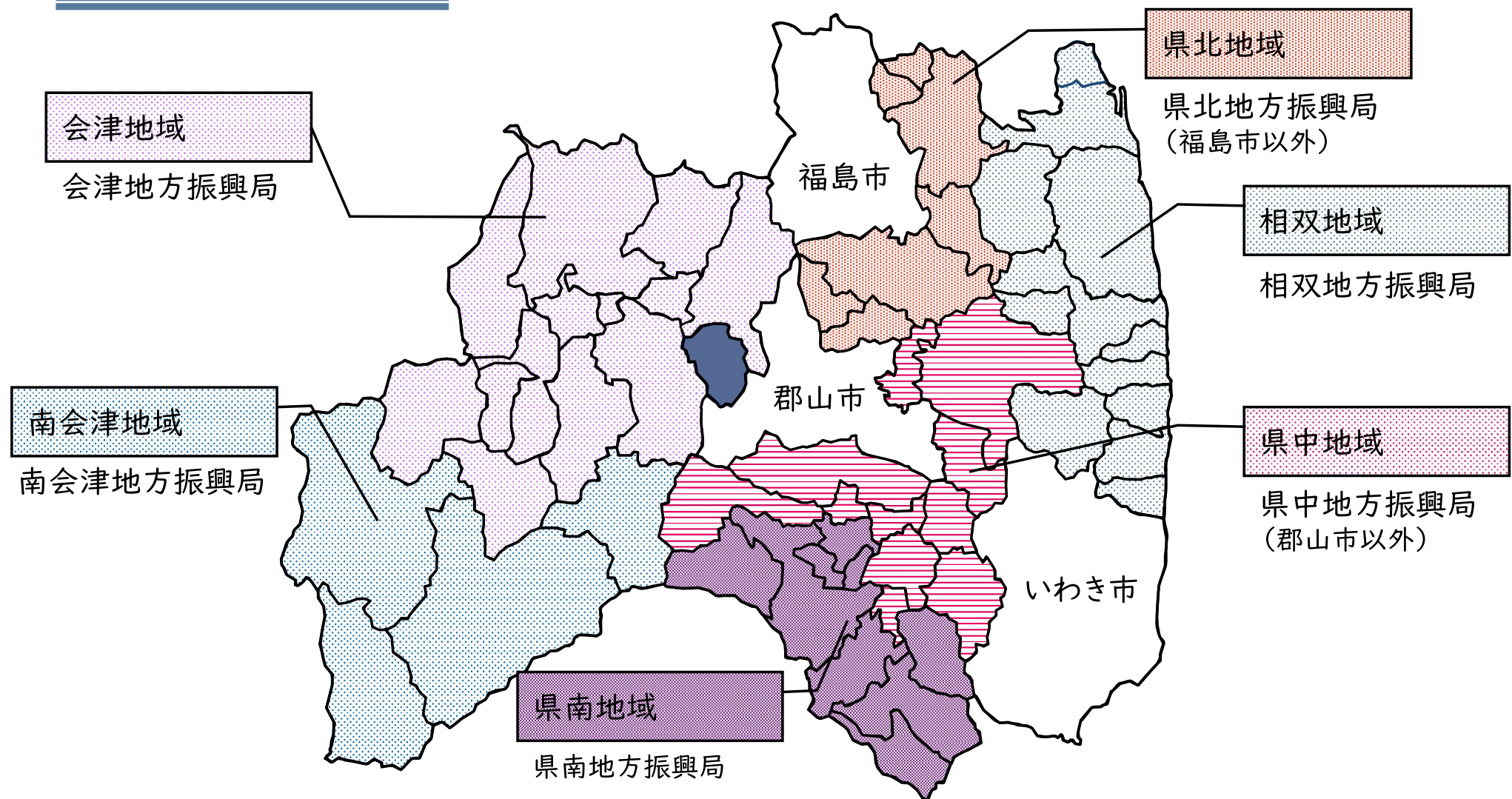
潜在的なリスク（法令違反となる行為など）を事前に特定・分析・評価し、損失を最小限に抑え、事業の継続と企業価値の維持・向上を図るための一連の組織的プロセス

廃棄物処理法違反は大きな損失

法令遵守 適正処理



相談窓口



問合せ先

担当課

所在地・連絡先

県北地方振興局
県民環境部 環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話:024-521-2722

県中地方振興局
県民環境部 環境課

〒963-8540 郡山市南1-94
電話:024-935-1502

県南地方振興局
県民環境部 環境課

〒961-0971 白河市昭和町269
電話:0248-23-1420

会津地方振興局
県民環境部 環境課

〒965-8501 会津若松市追手町7-5
電話:0242-29-3908

南会津地方振興局
県民環境部 県民環境課

〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1
電話:0241-62-2061

相双地方振興局
県民環境部 環境課

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
電話:0244-26-1237

いわき地方振興局
県民部 県民生活課

〒970-8026 いわき市平字梅本15
電話:0246-24-6203

問合せ先

担当課

所在地・連絡先

福島市
環境部 廃棄物対策課

〒960-8601 福島市五老内町3-1
電話:024-529-5266

郡山市
環境部 ごみ減量推進課

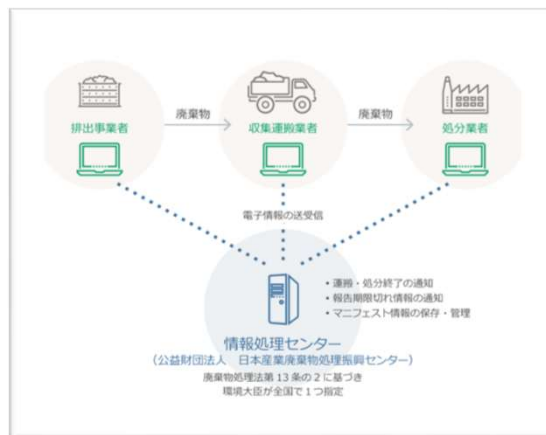
〒963-8601 郡山市朝日1-23-7
電話:024-924-2181

いわき市
生活環境部 廃棄物対策課

〒970-8686 いわき市平字梅本21
電話:0246-22-7604

電子マニフェストの利用を推進します

電子マニフェストの導入により、事務処理の効率化、データの透明性、法令遵守が確保できます



事務処理の効率化

- 入力操作が**簡単**で、手間がかかりません。
- 画面上で廃棄物の処理状況を**容易に確認**できます。
- マニフェスト情報をダウンロードして**自由に活用**できます。
- マニフェストの**保存が不要**です。(保存スペースも不要)

データの透明性

- マニフェスト情報は**情報処理センターが管理・保存**しています。
- セキュリティも**万全**です。
- 排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を**防止**できます。

法令の遵守

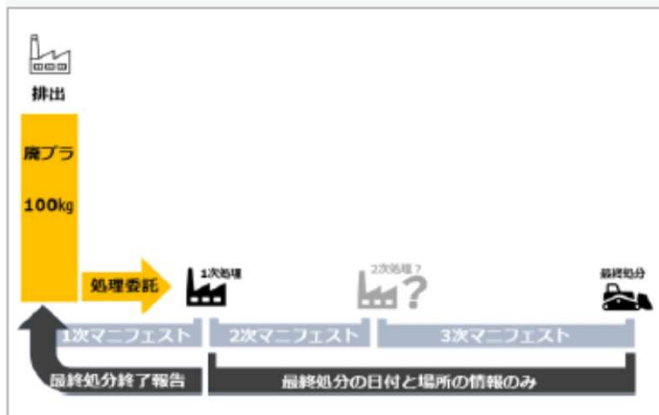
- 法で定める必須項目をシステムで管理していますので、**入力漏れを防止**できます。
- 運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で**確実に確認**できます。
- 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に**注意喚起**します。
- マニフェストの**紛失の心配がありません**。



電子マニフェストが進化します

- 廃棄物処理法施行規則が改正され、電子マニフェストの入力項目が追加されます
- 再資源化を含む処分の状況をさらに把握できるようになり、排出事業者責任の徹底による廃棄物の適正処理の強化と資源循環の促進が期待されます

従来の電子マニフェスト



【わかること】

- 中間処理（1次処理）の業者・場所・日付
- 最終処分の業者・場所・日付

項目追加後の電子マニフェスト



【新たにわかること】

- 処分に関わる業者情報
- 処分方法と処分した量
- 再資源化物を含む、中間処理後物の種類・量
- 最終処分した物の種類・量

新たに追加される項目

「処分方法」
「処分方法ごとの処分量」
「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」など